

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令新旧対照案文

○ 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和五十一年農林省令第三十五号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>別表第1（第1条関係）</p> <p>1 （略）</p> <p>2 動物由来たん白質又は動物由来たん白質を原料とする飼料の成分規格及び製造の方法等の基準</p> <p><u>(1) 動物由来たん白質又は動物由来たん白質を原料とする飼料の成分規格</u></p> <p><u>家畜等を対象とする飼料は、動物由来たん白質（ほ乳動物由来たん白質（ほ乳動物に由来するたん白質をいい、乳及び乳製品を除く。以下同じ。））、家きん由来たん白質（家きんに由来するたん白質をいい、卵及び卵製品を除く。以下同じ。）又は魚介類由来たん白質（魚介類に由来するたん白質をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）を含んではならない。ただし、次の表の第1欄に掲げる家畜等を対象とする飼料は、それぞれ同表の第2欄に掲げる動物由来たん白質を含むことができる。</u></p>	<p>別表第1（第1条関係）</p> <p>1 （略）</p> <p>2 動物由来たん白質又は動物由来たん白質を原料とする飼料の成分規格及び製造の方法等の基準</p> <p><u>(1) 動物由来たん白質又は動物由来たん白質を原料とする飼料の成分規格</u></p> <p><u>ア 家畜等を対象とする飼料は、動物由来たん白質（ほ乳動物由来たん白質（ほ乳動物に由来するたん白質をいい、乳及び乳製品並びに次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当することについて農林水産大臣の確認を受けたゼラチン及びコラーゲンを除く。以下同じ。））、家きん由来たん白質（家きんに由来するたん白質をいい、卵及び卵製品を除く。以下同じ。）又は魚介類由来たん白質（魚介類に由来するたん白質をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）を含んではならない。</u></p> <p><u>(ア) 皮に由来するものであつて、皮以外に由来するたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたものであること。</u></p> <p><u>(イ) 骨（頭蓋骨及び椎骨を除く。）に由来するものであつて、次の工程の全てを経て処理されたものであること。</u></p> <p><u>a 加圧下での洗浄</u></p> <p><u>b 酸による脱灰</u></p> <p><u>c 長期のアルカリ処理</u></p>

d ろ過

e 138℃で4秒間の殺菌処理

イ 次の表の第1欄に掲げる家畜等を対象とする飼料は、アの規定にかかわらず、それぞれ同表の第2欄に掲げる動物由来たん白質を含むことができる。

第1欄	第2欄
<u>牛等</u>	<p><u>ア 次の(ア)から(オ)までのいずれかに該当するゼラチン又はコラーゲンであつて、これら以外のたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの（以下「確認済ゼラチン等」という。）</u></p> <p><u>(ア) ほ乳動物（反すう動物にあつては、牛、めん羊及び山羊に限る。）の皮に由来するものであること。</u></p> <p><u>(イ) ほ乳動物（反すう動物を除く。）の骨に由来するものであつて、次の工程の全てを経て処理されたもの又はこれと同等以上の処理がされたものであること。</u></p> <p><u>a 脱脂</u></p> <p><u>b 酸による脱灰</u></p> <p><u>c 酸処理又はアルカリ処理</u></p> <p><u>d ろ過</u></p> <p><u>e 138℃以上で4秒間以上の殺菌処理</u></p>

第1欄	第2欄

	<p><u>(ウ) 牛の骨（頭蓋骨及び脊柱（背根神経節を含み、胸椎横突起、腰椎横突起、仙骨翼及び尾椎を除く。）を除く。）に由来するものであつて、(イ)のaからeまでに掲げる工程の全てを経て処理されたもの又はこれと同等以上の処理がされたものであること。</u></p> <p><u>(エ) めん羊又は山羊の骨（頭蓋骨及び脊柱を除く。）に由来するものであつて、(イ)のaからeまでに掲げる工程の全てを経て処理されたもの又はこれと同等以上の処理がされたものであること。</u></p> <p><u>(オ) 家きん又は魚介類に由来するものであること。</u></p>		
<p><u>豚、鶏又はうずら</u></p>	<p><u>ア 確認済ゼラチン等</u></p> <p><u>イ 豚又は馬に由来する血粉又は血しようたん白であつて、これら以外のたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの（以下「確認済豚血粉等」という。）</u></p> <p><u>ウ 豚に由来する肉骨粉、加水分解たん白又は蒸製骨粉であつて、これら以外のたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの（以下「確認済豚肉骨粉等」という。）</u></p>	<p><u>豚、鶏又はうずら</u></p>	<p><u>(ア) 豚若しくは馬に由来する血粉又は血しようたん白であつて、これら以外のたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの（以下「確認済豚血粉等」という。）</u></p> <p><u>(イ) 豚に由来する肉骨粉、加水分解たん白又は蒸製骨粉であつて、これら以外のたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの（以下「確認済豚肉骨粉等」という。）</u></p>

エ 豚及び家きんに由来する原料を製造工程の原料投入口で混合して製造された肉骨粉、加水分解たん白、蒸製骨粉、血粉又は血しようたん白であつて、豚及び家きん以外の動物に由来するたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの（以下「確認済原料混合肉骨粉等」という。）

オ 家きん由来たん白質のうち、チキンミール、フェザーミール、血粉又は血しようたん白であつて、これら以外のたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの（以下「確認済チキンミール等」という。）

カ 家きん由来たん白質のうち、加水分解たん白又は蒸製骨粉であつて、これら以外のたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの（以下「確認済家きん加水分解たん白等」という。）

キ 魚介類由来たん白質であつて、ほ乳動物由来たん白質及び家きん由来たん白質（確認済ゼラチン等を除く。）の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの（以下「確認済魚介類由来たん白質」という。）

う。）

(ウ) 豚及び家きんに由来する原料を製造工程の原料投入口で混合して製造された肉骨粉、加水分解たん白、蒸製骨粉、血粉又は血しようたん白であつて、豚及び家きん以外の動物に由来するたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの（以下「確認済原料混合肉骨粉等」という。）

(エ) 家きん由来たん白質のうち、チキンミール、フェザーミール、血粉又は血しようたん白であつて、これら以外のたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの（以下「確認済チキンミール等」という。）

(オ) 家きん由来たん白質のうち、加水分解たん白又は蒸製骨粉であつて、これら以外のたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの（以下「確認済家きん加水分解たん白等」という。）

(カ) 魚介類由来たん白質であつて、ほ乳動物由来たん白質及び家きん由来たん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの（以下「確認済魚介類由来たん白質」と

	<p>ク <u>食品廃棄物等（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）第2条第2項に規定する食品廃棄物等をいう。養殖水産動物の項において同じ。）に含まれる動物由来たん白質であつて、農林水産大臣が指定するもの</u></p>		<p>いう。)</p> <p>(キ) <u>食品廃棄物等（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）第2条第2項に規定する食品廃棄物等をいう。養殖水産動物の項において同じ。）に含まれる動物由来たん白質であつて、農林水産大臣が指定するもの</u></p>
<p>養殖水産動物</p>	<p>ア <u>確認済ゼラチン等</u> イ <u>確認済豚血粉等</u> ウ <u>確認済豚肉骨粉等</u> エ <u>確認済原料混合肉骨粉等</u> オ <u>確認済チキンミール等</u> カ <u>確認済家きん加水分解たん白等</u> キ <u>確認済魚介類由来たん白質</u> ク <u>牛、豚、馬又は家きんに由来する血粉又は血しようたん白（月齢が30月を超える牛（出生の年月日から起算して30月を経過した日の翌日以後のものをいう。）の脊柱（背根神経節を含み、頸椎横突起、胸椎横突起、腰椎横突起、頸椎棘突起、胸椎棘突起、腰椎棘突起、仙骨翼、正中仙骨稜及び尾椎を除く。以下同じ。）及びと畜場法（昭和28年法律第114号）第14条第1項から第3項までの検査を経ていない牛の部位（以下「牛の脊柱等」という。）が混入していないものに限る。）であつて、これら以外のたん白質の製造工程</u></p>	<p>養殖水産動物</p> <p>(ア) <u>確認済豚血粉等</u> (イ) <u>確認済豚肉骨粉等</u> (ウ) <u>確認済原料混合肉骨粉等</u> (エ) <u>確認済チキンミール等</u> (オ) <u>確認済家きん加水分解たん白等</u> (カ) <u>確認済魚介類由来たん白質</u> (キ) <u>牛、豚、馬若しくは家きんに由来する血粉又は血しようたん白（月齢が30月を超える牛（出生の年月日から起算して30月を経過した日の翌日以後のものをいう。）の脊柱（背根神経節を含み、頸椎横突起、胸椎横突起、腰椎横突起、頸椎棘突起、胸椎棘突起、腰椎棘突起、仙骨翼、正中仙骨稜及び尾椎を除く。以下同じ。）及びと畜場法（昭和28年法律第114号）第14条第1項から第3項までの検査を経ていない牛の部位（以下「牛の脊柱等」という。）が混入していないものに限る。）であつて、これら以外のたん白質の製造</u></p>	

	<p><u>と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの（以下「確認済牛血粉等」という。）</u></p> <p>ケ <u>牛、豚又は家きんに由来する肉骨粉、加水分解たん白又は蒸製骨粉（牛の脊柱等が混入していないものに限る。）であつて、これら以外のたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの（以下「確認済牛肉骨粉等」という。）</u></p> <p>コ <u>食品廃棄物等に含まれる動物由来たん白質であつて、農林水産大臣が指定するもの</u></p>
蜜蜂	<p>ア <u>確認済ゼラチン等</u></p> <p>イ <u>確認済豚血粉等</u></p> <p>ウ <u>確認済チキンミール等</u></p> <p>エ <u>確認済魚介類由来たん白質</u></p>

(2) 動物由来たん白質又は動物由来たん白質を原料とする飼料の製造の方法の基準

ア 動物由来たん白質は、(1)の表の第1欄に掲げる家畜等を対象として、それぞれ同表の第2欄に掲げる動物由来たん白質が含まれる飼料を用いる場合を除き、家畜等を対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）に用いてはならない。

イ 牛等を対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）は、動物由来たん白質（確認済ゼラチン等を除

	<p><u>工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの（以下「確認済牛血粉等」という。）</u></p> <p>(ク) <u>牛、豚若しくは家きんに由来する肉骨粉、加水分解たん白又は蒸製骨粉（牛の脊柱等が混入していないものに限る。）であつて、これら以外のたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの（以下「確認済牛肉骨粉等」という。）</u></p> <p>(ケ) <u>食品廃棄物等に含まれる動物由来たん白質であつて、農林水産大臣が指定するもの</u></p>
蜜蜂	<p>(ア) <u>確認済豚血粉等</u></p> <p>(イ) <u>確認済チキンミール等</u></p> <p>(ウ) <u>確認済魚介類由来たん白質</u></p>

(2) 動物由来たん白質又は動物由来たん白質を原料とする飼料の製造の方法の基準

ア 動物由来たん白質は、(1)のイの表の第1欄に掲げる家畜等を対象として、それぞれ同表の第2欄に掲げる動物由来たん白質が含まれる飼料を用いる場合を除き、家畜等を対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）に用いてはならない。

イ 牛等を対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）は、動物由来たん白質を含む飼料（飼料を製造

く。)を含む飼料(飼料を製造するための原料又は材料を含む。)の製造工程と完全に分離された工程において製造されなければならない。

ウ (略)

(3) 動物由来たん白質又は動物由来たん白質を原料とする飼料の使用の方法の基準

動物由来たん白質を含む飼料は、(1)の表の第1欄に掲げる家畜等を対象として、それぞれ同表の第2欄に掲げる動物由来たん白質が含まれる飼料を使用する場合を除き、家畜等に対し使用してはならない。

(4) 動物由来たん白質又は動物由来たん白質を原料とする飼料の保存の方法の基準

動物由来たん白質を含む飼料は、(1)の表の第1欄に掲げる家畜等を対象として、それぞれ同表の第2欄に掲げる動物由来たん白質が含まれる飼料を保存する場合を除き、家畜等を対象とする飼料(飼料を製造するための原料又は材料を含む。)に混入しないように保存しなければならない。

(5) (略)

3・4 (略)

5 動物性油脂又は動物性油脂を原料とする飼料の成分規格及び製造の方法等の基準

(1) 動物性油脂及び動物性油脂を原料とする飼料の成分規格

ア 動物性油脂(獣畜、鳥類又は魚介類を原料として製造された油脂をいい、魚介類のみを原料としてほ乳動物由来たん白質及び家きん由来たん白質(確認済ゼラチン等を除く。))の

するための原料又は材料を含む。)の製造工程と完全に分離された工程において製造されなければならない。

ウ (略)

(3) 動物由来たん白質又は動物由来たん白質を原料とする飼料の使用の方法の基準

動物由来たん白質を含む飼料は、(1)のイの表の第1欄に掲げる家畜等を対象として、それぞれ同表の第2欄に掲げる動物由来たん白質が含まれる飼料を使用する場合を除き、家畜等に対し使用してはならない。

(4) 動物由来たん白質又は動物由来たん白質を原料とする飼料の保存の方法の基準

動物由来たん白質を含む飼料は、(1)のイの表の第1欄に掲げる家畜等を対象として、それぞれ同表の第2欄に掲げる動物由来たん白質が含まれる飼料を保存する場合を除き、家畜等を対象とする飼料(飼料を製造するための原料又は材料を含む。)に混入しないように保存しなければならない。

(5) (略)

3・4 (略)

5 動物性油脂又は動物性油脂を原料とする飼料の成分規格及び製造の方法等の基準

(1) 動物性油脂及び動物性油脂を原料とする飼料の成分規格

ア 動物性油脂(獣畜、鳥類又は魚介類を原料として製造された油脂をいい、魚介類のみを原料としてほ乳動物由来たん白質及び家きん由来たん白質の製造工程と完全に分離された工

製造工程と完全に分離された工程において製造されたものを除く。以下同じ。)の不溶性不純物の含有量は、0.15%以下でなければならない。この場合の不溶性不純物の試験法は、次のとおりとする。

イ～エ (略)

(2)～(5) (略)

程において製造されたものを除く。以下同じ。)の不溶性不純物の含有量は、0.15%以下でなければならない。この場合の不溶性不純物の試験法は、次のとおりとする。

イ～エ (略)

(2)～(5) (略)